年末年始ごみ収集のお知らせ

◎年末年始のごみ収集は、ごみ出し曜日等の一部が変更になっておりますので、ご確認ください。
　年始のごみ収集は１月５日（月）からです。詳細については下記をご覧ください。
◎長期間、収集を行わないため、ごみ減量につきまして、ご協力をお願いいたします。
◎ごみは決められた曜日の**朝８時まで**に出してください。

燃やせるごみ

○印で囲んだ日が収集する日です。×印の日は収集しません。
古紙（新聞・雑誌・段ボール等）は ▭ で色付けした日に出してください。

月・木曜日の地域

平成26年12月

日	月	火	水	木	金	土
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

平成27年1月

日	月	火	水	木	金	土
				×1	2	3
4	5	6	7	8	9	10

年末は 29 日（月）が最後、年始は 5 日（月）が最初です。

火・金曜日の地域

平成26年12月

日	月	火	水	木	金	土
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

平成27年1月

日	月	火	水	木	金	土
				1	×2	3
4	5	6	7	8	9	10

年末は 30 日（火）が最後、年始は 6 日（火）が最初です。

燃やせないごみ・資源ごみ・プラスチック製容器包装

○印で囲んだ日が収集する日です。
×印の日は収集しません。

水曜日の地域

平成26年12月

日	月	火	水	木	金	土
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	×31			

平成27年1月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10

年末は 28 日（日）が最後、年始は 7 日（水）が最初です。

木曜日の地域

平成26年12月

日	月	火	水	木	金	土
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

平成27年1月

日	月	火	水	木	金	土
				×1	2	3
4	5	6	7	8	9	10

年末は 29 日（月）が最後、年始は 8 日（木）が最初です。

金曜日の地域

平成26年12月

日	月	火	水	木	金	土
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

平成27年1月

日	月	火	水	木	金	土
				1	×2	3
4	5	6	7	8	9	10

年末は 30 日（火）が最後、年始は 9 日（金）が最初です。

搬入ごみ

東工場、三京クリーンランド及び高島工場へ直接ごみを搬入する場合には「搬入券」が必要ですので、年内に搬入を希望される方は、12月26日（金）までに搬入券の交付を受けてください。

■搬入券
- ●年末の受付最終日　12月26日（金）　午後5時30分まで
- ●年始の受付開始日　1月　5日（月）　午前8時45分から
- ●申請場所　廃棄物対策課（市役所別館４階）
  各支所（滑石事務所を除く）
  各行政センター

■搬入日
- ●年末の搬入最終日
  - 東工場　12月31日（水）　正午まで
  - 三京クリーンランド　12月30日（火）　午後5時まで
  - 高島工場　12月30日（火）　午後5時まで
- ●年始の搬入開始日　1月　5日（月）から各施設通常どおり

粗大ごみ

※年内収集を希望される方は、お早めにお申し込みを!!

※申し込み後、ステッカーを金融機関（銀行、郵便局等）で購入していただきます。

年末年始の粗大ごみの申し込みは次のとおりです。

- ●年末の受付最終日　12月26日（金）　午後4時15分まで
- ●年始の受付開始日　1月　5日（月）　午前8時から
- ●申込電話番号

旧長崎市	844−4599	（クリーンながさき）
香焼地区	850−2270	（ひかり運送）
伊王島地区	848−9645	（福島清掃）
高島地区	896−2050	（西部建設㈱高島出張所）
野母崎地区	834−8200	（長崎市野母崎振興公社）
外海地区	0959−24−0144	（クリーン外海）
池島地区	0959−26−0074	（松島電機製作所）
三和地区	892−2350	（森田清掃）
琴海地区	885−2035	（琴海環境保全）

■収集に関するお問い合わせは、お近くの環境センターまたは、受託業者までお尋ねください。（合併地区については、上記「粗大ごみ」欄参照。）

中央環境センター	☎８４６−７３７４	環境産業（新大工、浜町、上小島）	☎８３９−５３５３
東部環境センター	☎８３０−２１３７	コンフォート・ミンティ（元船、桜町、館内、川上）	☎８６５−６９９４
茂木清掃（深堀、田上、ダイヤランド3・4丁目）	☎８３６−２３２７	カワイテック（大浦、戸町、大山）	☎８３６−３５８１
大串清掃（茂木、小ヶ倉、ダイヤランド1・2丁目）	☎８３６−２６３３	西日本ビルサービス（銭座、川口、中園）	☎８２７−７１００
式見清掃（式見、小江原1・3～5丁目、柿泊、手熊）	☎８４１−００８９	中央環境（赤迫、滑石、横尾）	☎８８４−１００１
岩﨑清掃（三重、京泊、畝刈、鳴見）	☎８５０−１５９６	海野清掃産業（住吉、女の都、川平）	☎８３６−０１２０

平成26年12月 長崎市市民局環境部

生ごみの削減にご協力をお願いします

皆さんの家庭から出る『生ごみ』…実は家庭から出る燃やせるごみの**約３割**を占めています。
そこで生ごみの減量について皆さんにできることを紹介したいと思います。

POINT 1 料理でできる工夫

①料理を作り過ぎない
②料理が残っても冷凍するなど捨てない工夫をする
③アルミホイルやラップで包まず、フタつき容器や密閉容器を使う
④時折冷蔵庫の中をチェックする

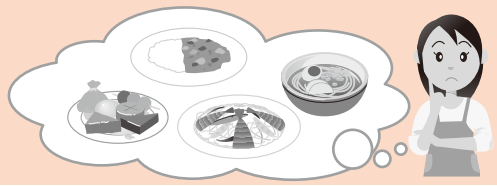

POINT 2 生ごみを出す前に…水を切りましょう

生ごみの**約７～８割**が**「水分」**と言われています。水分をよく切ることで生ごみの重量を減らせるだけでなく、においの軽減、コバエ対策、雑菌の発生を抑制するなど、様々な効果があります。そこで、水切りの方法について、いくつか紹介したいと思います。

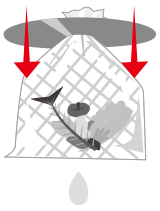

生ごみを水切りネットに入れた後、いらなくなった CD などの穴にネットの口を通し、CD を使って生ごみを押し、水分を絞り出す。

生ごみを水切りネットに入れた後、いらなくなったビンの底で押し付ける。

生ごみを新聞紙の上に置き、乾かす。

ゴム手袋で直接絞る。

これらを参考に皆様のご家庭で一番取り組みやすい方法を探してみましょう!!

小型家電・古布（古着）の試験回収を実施しています

平成 26 年８月から平成 27 年３月まで小型家電は市内 11 箇所で、古布（古着）は市内 10 箇所で回収ボックスによる試験回収を実施しています。

回収ボックス設置場所及び回収時間

設置場所：①市役所本館１階（小型家電のみ）、②西浦上支所、③東長崎支所、④三和行政センター、⑤三重地区市民センター１階、⑥日見支所、⑦茂木支所、⑧小ヶ倉支所、⑨式見支所、⑩香焼行政センター、⑪琴海行政センター村松事務所
※小型家電 11 箇所（①～⑪）、古布 10 箇所（②～⑪）

回収時間：月曜～金曜の午前８時 45 分から午後５時 30 分まで。ただし、⑤三重地区市民センター１階は火曜～日曜の午前８時 45 分から午後５時 30 分まで（月曜日が祝・休日の場合は、月曜日に開業し、翌平日が休業になります。）

回収対象品目

※回収ボックスに投入された小型家電及び古布（古着）の返却には一切応じられませんので、ご注意ください。

小型家電：①携帯電話、②デジタルカメラ、③ポータブル音楽プレーヤー、④ビデオカメラ、⑤ポータブル DVD プレーヤー、⑥携帯用ラジオ、⑦小型ゲーム機、⑧電子辞書、⑨ハードディスクドライブ、⑩電卓、⑪電子機器付属品（リモコン、AC アダプタ、コード類など）
①～⑪のうち、**回収ボックス投入口（25cm×10cm）**に入るもの **※携帯電話等に記録された個人情報は必ず消去してください。**

古布（古着）：衣類。
ただし、汚れがひどいもの、靴下、ストッキング類、下着、おむつカバー、ベルト、寝具類、じゅうたん、カーペット類は回収できません。

カセットボンベ・スプレー缶の出し方について

これから寒くなり、鍋料理でカセットボンベを使用する機会が増えてくると思います。
そこで、カセットボンベやスプレー缶の正しい出し方を確認してみましょう。

POINT 1 中身を使い切ってください。

カセットボンベはカセットコンロがつかなくなるまで使い切る。
スプレー缶はコンクリート等の固い地面の上に新聞紙や雑巾などを置き、押し付ける等の方法で中身を出し切ってください。

中身を出したら、振って**中身がないこと**を確認しましょう。

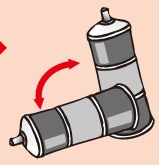

音がしなければ OK です。

POINT 2 穴をあけて「燃やせないごみ」へ

穴をあけて出してください。中身が入ったままだと収集車の中で破裂して、**車両火災の原因になります。**

水中で行うと安全です。

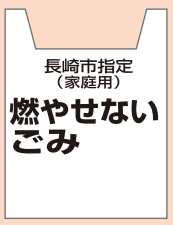

車両火災を防ごう!!

これらの作業は火の気のない、風通しの良い屋外で行ってください!!

～野焼きは原則禁止されています～

廃棄物の処理及び清掃に関する法律
（野焼きの禁止）法第 16 条の２

～ 例外規定とは ～

法施行令第 14 条
法第 16 条の２第３号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。
① 国や地方公共団体が施設の管理のために行うもの。
② 災害の予防、応急対策又は復旧のためのもの。
③ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うためのもの。
④ 農業、林業又は漁業を営むためやむを得ないもの。
⑤ たき火その他日常生活を営む上で通常行われるものであって軽微なもの。

例外規定でも、煙等の苦情があった場合は、行政指導の対象となります。

消防局からのお知らせ

「そのたき火、ちょっと待った！」

毎年、たき火による火災が出火原因の上位となっています。
たき火は、燃えやすいものの近くで行うことは禁止されています。
また、空気が乾燥しているときや風が強いときなどは、絶対に行わないようにしましょう。

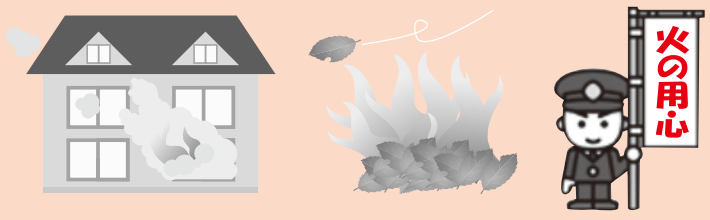

火の用心　たき火による火災事例（長崎市）

1．敷地内でごみを焼却していたところ、火の粉が風にあおられて、建物の外壁及び軒裏に飛散し、建物に燃え移ったもの。
2．枯れ草を焼却中にその場を離れたため、付近の雑草に燃え広がったもの。

【お問い合わせ】長崎市役所　TEL 822−8888（代表）